

豊見城市幼児教育センター設置要綱

制定 令和5年2月27日こども未来部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊見城市幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊見城市こども未来部保育こども園課（以下「保育こども園課」という。）は、市内の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等（以下「幼児教育施設」という。）における教育・保育の質の向上を総合的に推進し、その中核的役割を担うため、幼児教育センターを置く。

(設置場所)

第3条 幼児教育センターは、保育こども園課内に置く。

(所掌事項)

第4条 幼児教育センターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幼児教育施設・小学校を対象とした研修会の開催に関すること。
- (2) 幼児教育施設に対する教育・保育の相談支援、助言、情報提供等に関すること。
- (3) 幼児教育施設及び小学校の連携・接続に関すること。
- (4) 幼児教育に関するガイドラインの策定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、幼児教育に関すること。

(運営体制)

第5条 幼児教育センターは、次の各号により運営する。

- (1) 幼児教育センターに、幼児教育アドバイザー、その他必要な職員を置く。
- (2) 幼児教育センターは、保育こども園課と学校教育課の連携のもとに運営し、保育こども園課長が事務の統括を行う。

(庶務)

第6条 幼児教育センターの庶務は、保育こども園課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幼児教育センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。